

神奈川県版 第326号 2015年6月15日  
 全日本年金者組合中央本部  
 〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20天翔大塚駅前ビル  
 TEL.03(5978)2751 FAX.03(5978)2777  
 発行人 富田浩康 月刊1部100円 送料70円  
 昭和57年6月30日第三種郵便物認可

# 年金者 しんぶん

全日本年金者組合  
**神奈川県本部**  
 〒231-0025 横浜市中区不老町2-8不二ビル2F  
 TEL: 045-663-4061 FAX: 045-663-4062  
 メール: nenkinanagawa@nifty.com

5月31日現勢 組合員 10,571人  
 機関紙 6,483部  
 100万署名 9,665部

## 年金削減は違憲です

### 神奈川原告 250人

# 歴史を拓く年金裁判



事務所満席にした年金訴訟原告団会議 (5月21日)

## “年金権”侵害許さない

全国の原告3000人を超える勢い

年金の削減は憲法25条の生存権、年金権に違反する——年金者組合の「年金引下げ違憲訴訟」は、5月末現在、全国の原告は3000人以上、各地方裁判所に訴えています。大規模な訴訟、裁判運動に発展しています。神奈川では、5月21日、県本部事務所に原告100人、弁護士らが集まって「原告団会議」が開かれ、大詰めを迎えた準備に入りました。

原告の集まりで「原告団」に横浜みなみ支部の加藤郁子さんに決まり「国の言う通りにはならない。勝ちたい」とあいさつ。副団長は杉山彰雄



加藤団長

会議では、土志田委員長から全国の動き、鈴木書記長からは、訴訟に必要な書類、原告数が2000人を超える模様など、原告の集まりで「原告団」に横浜みなみ支部の加藤郁子さんに決まり「国の言う通りにはならない。勝ちたい」とあいさつ。副団長は杉山彰雄

副委員長、金井四朗保土ケ谷支部長、事務局局長は杉沢隆宣副委員長。

### 必ず勝つ意欲持つ

弁護士 増本一彦

この裁判にはいくつかの壁があります。第一は、年金減額法自体の違法性を打ち破り、

合法性を審査する勇気を持たせる努力です。第三は、裁判を世論が後押しするような運動の取組みです。この裁判は「原告一人ひとりの『年金権』という権利の侵害に対する闘いであることを自覚しましょう。」

「必ず勝つ」意欲を持つ、主人公として頑張りましょう。【全文は二面に掲載】

## 旭が500人支部目前

### 7支部目標達成

春の仲間増やし月間も終盤の5月末現在、横浜緑、横浜中、旭、三浦、大和・綾瀬、相模原東、大井町の7支部が目標を達成。残りあとわずかの支部が続いています。横浜瀬谷支部が県営住宅への「家賃減免制度」

合法性を審査する勇気を持たせる努力です。第三は、裁判を世論が後押しするような運動の取組みです。この裁判は「原告一人ひとりの『年金権』という権利の侵害に対する闘いであることを自覚しましょう。」

チラシ配布の結果、2所帯で減免を実現、1人が組合に加入しました。大和・綾瀬支部はカラオケなどで、旭支部は495人となり、500人支部、県内2番目の大支部目前です。



県本部(新事務所)本格始動! 新事務所(48坪)が本格的に始動しました。新事務所開設の目的のひとつだった本部執行委員会では5月12日に、70余人で写真。19日には

友誼団体を招き「おひろめ会」を開きました。写真。それ以来、女性の会、裁判原告団会議、専門部会などで利用され、外で有料の会議室を借りることもなくなりました。各支部サークル、会合などに利用ください。



年金相談室 ☎ 045-663-4061  
 毎月第2火曜日 午後1時から4時  
 横浜市中区不老町 2-8 不二ビル 2F  
 ご利用のみなさんへ：◆あらかじめ電話をいただければ幸いです。

「なぜ強いといわれる国々は戦争を起さず上ではたくましいのに平和をもちたすことに弱腰なのか。」17歳のマラユスフザイさんが世界に発信した声は日本政府に届いていないのか。総理が、アメリカ議会で「安全保障法制の関連法案をことし夏までに成立させる」考えを明言し約束した。国民無視、国会無視、日本の独立と主権をないがしろにする究極の対米従属の姿勢です。盗聴法の拡大と司法取引をふくむ刑事訴訟法等一部「改正」案に続いて自公政権は憲法9条を踏み破る「戦争立法」を力づくで押し通そうとしている。この法律は名ばかりの「国会承認」で政府に白紙委任し、「平時」から自衛隊がアメリカの戦争に軍事支援を行い、武器を使って治安維持活動するなど重大な問題がある。「米国の戦争に絶対巻き込まれない。戦争法案ではない。海外派兵はしない。」とごまかそうとしている。戦後自民党政権が自ら決めた憲法上の歯止めさえも取り払い自衛隊を参戦させようという暴走に、多くの国民から不安と怒りの声がわきおこっている。憲法を踏みこじる戦後最大の危機を何としても阻止するために大闘争に参加しよう! (妖光)

共同墓所 秋の墓前祭  
 10月23日(金) 11時  
 南葉山霊園

# 年金者涼し声からしてオール沖縄激励



身をのり出して抗議する。前方2隻は仲間たち。右は妨害する海上保安庁のゴムボート

## 米軍は 国に帰れ!

### 新基地反対 県本部68人行動

海上抗議・ゲート前座り込み、オスプレイの東村高江を訪問

基地ゲート前で座り込む



昨年の第11回女性の回総会で決めた「ブロックごとの交流や組織アンケートで出された問題などを支部との話し合いに取り組み」と決めた方針がブロック別幹事会から始まりました。さわやか女性のついでする翁長沖縄県知事と激励の握手。目的を達成して無事帰りました。

県本部結成25周年記念企画、「オール沖縄支援ツアー」が5月25〜27日、県本部46人、企画に賛同した青森、広島などから22人、計68人で実施しました。名護市辺野古の海を埋め立てる新基地建設予定地を海上から抗議、訪米

**災害復興支援! 第2弾!**  
●帰還困難地域の実態を見る●

**東北の旅**

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 日時  | 2015年7月8日(水)~10日(金) |
| 日程  | 松島泊、磐梯熱海温泉泊         |
| 費用  | 32,000円             |
| 申込み | 県本部文化部 045-663-4061 |

## 長谷川径弘の 神奈川の地酒今昔

第11回



「菊勇(きくゆう)」は、吉川酒造(大正元年創業)は、相模大山の地酒。3月「第25回とうふ祭」5月「第64回天狗講・平和祈願祭」と「大山阿夫利神社酒祭り酒会」セツトが、例年行事です。

3月「とうふ祭」は「湯豆腐千人鍋」が呼



び物。「菊勇」ワンカット片手に、熱い湯豆腐(無料)をすするとほの味。納地酒何百本が林立し壯観。お神酒「菊勇」が、懇親会は



かぼかしてくる。

のみ。

5月は、萌え出す緑の中、30日に「文化集団・天狗講」が旅館上神崎と神社祈禱殿で。殿内に関東一円から奉納地酒が無料で供され、心ゆくまでどうぞ。大山湧き水の豆腐と

## 神奈川年金者文芸

- (俳句)
- 白躑躅の花のコーラス聞こえけり  
返葉支部 梅川 正誠
- つつじの下に大戦のときの塚ありき  
返葉支部 根岸こうこ
- 見慣れたる雑木山変え桜咲く  
港南支部 池田加代子
- 年金の天引多し五月間  
平塚支部 坪井 絵恭
- 叱られてベロ出す少年棕櫚の花  
平塚支部 寺田 公明
- 余り苗胸張り青空仰ぎおき  
港南支部 横川 あい
- 母の日や花束うれし息子から  
三浦支部 あやめつこ
- 軒下に葉立ちうながす親つばめ  
三浦支部 小森 慶子
- 出来たての句を投函に五月間  
三浦支部 杉山 圭子
- 次の世に遺す平和や花筵  
平塚支部 坪井 絵恭
- 原発屋あすの幸より今日の贅  
愛川支部 衛藤 佳也
- 蒸増え登りされるか八十路坂  
愛川支部 村井 庄三
- 鍵が無い慌ててみれば手の内に  
愛川支部 萩田美智子
- この道はいつか来た道いま介護  
愛川支部 八木 静枝



## 組合員さんの「すし処 紀川」京急三浦海岸駅そば

三浦半島の先端は風光明媚な所がいっぱい。遊びに来るときは、三浦支部にご相談ください。美味しいマグロを食べに「まぐろきっぷ」を使い、私たちの組合員さんで木川信夫さんのお店を紹介しします。メバチマグロのづけ、三浦野菜のサラダ、ピントロのにぎり寿司4貫、卵焼き、青ノリのお

## 顔みえた 交流深まった 女性の会 ブロック会議

開催に向けた話し合いや支部交流を中心に各々のブロックで全員が発言し交流を深めました。高齢化・後継者問題・女性の会不要論がまだあるなど悩みが出されたり、活発なサークル活動、運動の取り組みの報告などがなされました。開催場所が近くになり、欠席がちだった支部の出席者も増えました。顔が見えてよかった、交流が深まったなどの感想が出されました。(小早川敏枝)

### 「必ず勝つ」意欲を持って

年金裁判団員増本一彦弁護士

1 戦争の足音が近づくとき、国民の生活破壊の足音も高くなつてきます。年金減額が消費税の増額と抱き合わせで皆さんに襲いかかってくるに、この増額が「戦争立法」と「憲法改悪」による切迫のない「戦争」です。この「戦争」は、消費増税増額阻止のたたかいは「戦争」の一環を担っています。皆さんの後輩である現役労働者が「労働時間の規制緩和」「裁量労働制の規制緩和」「残業代ゼロ」「正社員ゼロ・生涯派遣」に反対してたたかっているのも、かつての戦時体制の労働への逆戻りを許さないたたかひの意義もある、皆さんと通じたたたかひの一環であるのです。皆さんの年金減額阻止のたたかひは、現役労働者のたたかひとしっかりと連帯できるのです。連帯しなければならぬと思います。

2 年金減額取り消しを裁判でたたかうことは、はっきりいって、いくつもの壁があります。このことは、最初に、はっきりさせておかなければなりません。第1に、政府が年金受給者に一律の割合で減額することを法律で決めて、この法律のとおりを実施したのだから、政府(厚生労働大臣)には違法性はない、という理屈を打ち破る問題があります。

3 この年金減額法自体の違法性を打ち破らなければならぬのです。国会が制定した法律であっても、法律としての妥当性、合法性がなければ、国民に不利益を与えることはできません。法律は、特に行政が国民に不利益を与えるには、まずその目的の合理性、相当性が必要です。年金の一律減額の目的は何であるのか。その目的のために国民に不利益を耐え忍ぶべきか、という問題があります。さらに、

国民が年金制度に対して抱いてきた信頼の保護がなされるべきであるのに、この信頼を壊してよいのか、という問題があります。また、国民が受ける不利益が不公正、不平等であってはならないという問題もあります。これらの問題を、裁判所に整理させる努力が求められるのです。第2に、第1の問題と関連して、裁判所に対して、国会が決めた法律の妥当性、合法性を正面から審査する勇氣と構えを持たせるための努力です。この法律の提案者が厚生労働省という行政府であること、立法過程(法案作成と国会の審議過程を含む)で、どんなことが起こっていたか、調査して、裁判に反映させることが必要でしょう。第3は、裁判を世論が後押しするような運動の取り組みが求められます。この裁判は、年金受給者全体を代表する裁判闘争です。この裁判は、原告になる人たちの年金受給額と減額の金額が各人によって異なります。年金受給額の格差があります。これが原告相互の不团结の原因にならないよう理論構成が必要で、最低限度の生活に充たない受給額の人、ある程度高額の受給額の人、ともに共通の目標を持ってたたかっていることができるように、意思統一を固めることが求められます。それは、年金者組合の理念のたたかひにおける具体化ということでもあります。

世論の後押しを獲得するには、この点が非常に重要なのです。3 この裁判闘争は、原告一人ひとりの「年金権」という権利の侵害に対するたたかひとして、自覚される必要があります。弁護団は、全員が持てる力を最大限に發揮して、裁判勝利のために奮闘しますが、原告の皆さんも「必ず勝つ」意欲を持って、この裁判闘争の主人公として頑張ってください。